

かすみがうら市議会総務委員会会議録

令和4年11月29日 午前10時22分 開 議

出席委員

委員長	来 栖 丈 治
副委員長	鈴 木 良 道
委員	田 谷 文 子
委員	吉 村 慎 治
委員	金 子 遥

欠席委員

な し

出席説明者

請願紹介議員 佐 藤 文 雄

出席書記名

議会事務局主任 玉 造 泰 之

議 事 日 程

令和4年11月29日（火曜日）午前10時22分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 請願第4号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書」について
- (2) 閉会中の所管事務調査の申し出について
- (3) その他

3. 閉 会

開 議 午前10時22分

○来栖丈治委員長

ご苦労さまです。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会事務局、玉造主任を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、請願第4号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

請願第4号については、審査の必要から紹介議員である佐藤文雄議員の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認め、紹介議員である佐藤文雄議員に説明を求めることに決定いたしました。

紹介議員の出席要求手続のため、暫時休憩いたします。 [午前10時23分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。

[午前10時24分]

紹介議員であります佐藤文雄議員におかれましては、本委員会にご出席をいただきありがとうございます。

それでは、請願書の趣旨説明をお願いいたします。

○佐藤文雄議員

どうもご苦労さまです。

土浦の民主商工会から消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書、これが要望されまして、私と設楽健夫議員が紹介議員となりました。

請願の趣旨は、ここに書いてありますとおりでありますが、資料が皆さんに渡されてあると思うんですが、特に、インボイスを発行するために、営業収入が少なくても課税業者になって消費税の納税義務が発生

すると。課税業者にならなければ取引から除外される可能性があるということが問題になっていると思います。

特に、個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など広範な人に負担増が強いられると思います。また、シルバー人材センターも今回要望書を上げていると思うんです。議場配付になりましたが、その中にもシルバー人材センターで働く高齢者も対象になってしまうと、非常に心配だよということが言われています。

このため、日本商工会議所とか全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会等々、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっているようであります。

特に、今、言われているというのは、かなり多くのフリーランス、アニメーター、声優とかライター、零細業者などが対象になって非常に大変だと。売上高が1000万円以下の免税業者も取引先からインボイスを発行できる課税業者になるように迫られかねないということで、多くの声が出されているかと思えます。そういう人たちの声もしっかりと受け止めなければいけないかなというふうに思えます。

16日に開かれたインボイス問題検討超党派議員連盟でもいろいろ議論になって、岸田内閣のほうに要請をしているということでもあります。

ぜひ、本当に死ぬか生きるかの瀬戸際だというふうに言われておりますので、ぜひ採択していただきたいと思えます。

詳しいところでは、このチラシにありますように、課税業者になれば、年収300万円のアニメーターの場合、ほぼ1か月分の所得を失うということなんです。それと同時に、課税業者にも、右側のほうですが、インボイスを発行する課税業者との取引では、通常は納税する消費税が100に対して20になるんですが、インボイスを発行できない免税業者と取引すると丸々納税する消費税がかかるということで、どうしても免税業者との取引をしないというふうになってしまうようでもあります。

ぜひ、ご審議していただきまして、このインボイス中止の意見書をぜひ、採択していただきますようお願いいたします。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、請願紹介議員に対し質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

質疑等ございませんか。

○吉村慎治委員

課税業者になるということは、インボイスのほうの登録番号みたいなものが発行されるわけですよ。

この番号を持っているということが課税業者になって、この番号は、私の認識では請求書を書くときに必ずその請求書に書いて、うちは課税業者ですよということを証明して、それで相手の取引先と取引しなければならないということが決められるという認識で大丈夫ですか。

それとも、番号は書かなくても請求書は書けるということになるのか、ちょっとお伺いします。

○佐藤文雄議員

今までは全ての事業者から仕入について、仕入の税額控除ができたんですけども、インボイス制度になると国に登録した事業者のみが対象になる。今言ったように、税務署に申請すると事業者番号が発行されるそうでもあります。それがついた請求書でないと仕入税額控除が使えないということです。ですから、その番号をもらって、その分を記載するということがなければいけないと。だから、物すごく事務手続が大変になるということです。

○吉村慎治委員

あと、逆に免税業者になるということを選択した場合のことをちょっとお伺いしたいんですけども、そうすると、例えば個人と売買をするような、しかも単価の小さいような、100円、200円の例えば食料品なんかを売っているような業種の方の場合、今までは例えば200円のものを買ると20円の消費税を取ったわけですけども、免税業者という選択をするとその消費税分をお客様に請求してはいけないということなんですか。

○佐藤文雄議員

この資料の中の、今話したように、課税業者にも影響がというところをちょっとお話ししましたがけれども、小規模の取引の中では、それは当てはまらないんじゃないかなと思います。

特に、こういう大きな事業者に対して課税業者にならない場合というのが、こういう形で仕入先にならないということになっちゃいますんで、100%消費税を納めなきゃいけないということだと思うんですけども、個人、個人の取引というところまでの規模を対象にしているかというのは、私自身は正直言って分かりません。

○吉村慎治委員

免税業者をもしその会社が選択した場合は、お客様、要するに取引先に対して消費税を請求することはできないということですか。

○佐藤文雄議員

事業者が消費税を免税業者じゃないそういうインボイスの事業者じゃないところとの取引をした場合ということですか。

ちょっと意味がよく分からないんですけども。

○吉村慎治委員

じゃあ、例えば私が会社の社長だとして、100万円の取引を行った、そうすると100万円のその対価に対して10%、今まで消費税を頂いていましたけれども、もし私が免税業者を選択してインボイスの番号をとっていない場合は、100万円のものを売るときに10万円分の消費税を相手に請求することはできないということか。

○佐藤文雄議員

今のこの課税業者にも影響がというところを見ていただければよろしいかなと思うんです。右側の下のほう。

つまり、今までは免税業者が課税業者となった場合は、この分、控除できたんです。今度は控除ができなくなるんです。ですから、困っちゃいますよね、100万円出す事業者は、免税業者でないと。それが一番のポイントなんじゃないですか。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、ないようですので、請願紹介議員に対する質疑を終結いたします。

佐藤文雄議員におかれましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ここで、佐藤文雄議員は退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前10時35分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午前10時48分]

それでは、本請願の取扱いについてご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○吉村慎治委員

このインボイスの制度というのは、やっぱり売上げでいうところの1000万円ぐらいの個人事業主あるいは小規模の零細の会社等にとって非常に大きな問題でありますけれども、事業主が払う税金の種類ってたくさんありますけれども、特に起業して間もない人だとかあるいは売上げがまだ安定していないというような人にとっては大変な負担になるものだというふうに考えられますので、私はこのインボイス制度というものは廃止にできるような、そういう採択をしていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○来栖丈治委員長

そのほか、ご意見ありますか。

暫時休憩いたします。 [午前10時49分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午前10時50分]

それでは、ほかに発言がないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

請願第4号を採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

ただいま本委員会で採択いたしました請願第4号につきましては、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関等へ意見書の提出が求められております。

それでは、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）についてを議題とします。

ここで、意見書（案）の配付をお願いいたします。

意見書（案）を朗読いたします。

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）。

国は2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）を実施するとして、事業者登録を進めているところです。これまで消費税制度は小規模事業者への配慮として、年間課税売上が1,000万円以下では、納税義務を免除してきました。インボイス（適格請求書）制度は、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書の事です。

インボイスを発行するためには、いかに営業収入が少なくても、課税業者となり、消費税納税の義務が発生します。課税業者にならなければ、取引から除外される可能性もあります。個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など広範な人に負担増が強いられます。また、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度です。

このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会ははじめ様々な団体・個人

から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっています。多くの中小零細業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取り組む状況ではありません。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながります。

現在の困難を克服し地域経済を活性化させる上で、地域に根差す中小零細事業者の存在は不可欠です。これら業者に多大な負担を強いるインボイス制度は中止すべきです。以上の趣旨から、下記事項について政府関係機関に意見書を提出します。

1、消費税インボイス制度の実施を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

それでは、意見書（案）につきましてご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ないようですので、これより意見書（案）について採決いたします。

本意見書案を国の関係機関等に提出することについてご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書（案）は全会一致をもって国の関係機関等に提出すべきものと決定いたしましたので、その案文を議長宛てに提出させていただきます。

なお、本意見書（案）につきましては、提出者の説明省略並びに即決されたい旨を議長宛てに申し出たいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、（2）閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査申出書（案）について、お目通し願います。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前10時57分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午前10時57分]

お諮りいたします。

本案のとおり議長宛てに閉会中の所管事務調査について申し出ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、そのように議長宛てに申出させていただきます。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、ないようですので、以上で本日の総務委員会を散会いたします。
ご苦労さまでした。

散 会 午前10時58分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 来 栖 丈 治